

# 短期入所生活介護重要事項説明書

<令和7年4月1日 現在 >

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5682-0007 (月～土曜日 午前9時～午後5時まで)

担当 長浜亜希子・渡邊昇吾・山地千賀子・小泉祥子

(生活相談員・介護支援専門員)

\* ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2 特別養護老人ホームさのの概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホームさの
所在地	東京都足立区佐野二丁目30番12号
介護保険指定番号	短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護を含む) (東京都 第1372101467号)
定員	106名(うち6名が短期入所)

### (2) 職員体制

併設の特別養護老人ホームと一体的に運営

職種	職員数	資格等	備考
管理者	1名	社会福祉主事	
医師	4名	医師・歯科医師	非常勤
生活相談員	4名	社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員	
管理栄養士	2名	管理栄養士	
介護職員	45名	介護福祉士等	非常勤を含む
看護職員	5名	看護師・准看護師	非常勤を含む
機能訓練指導員	4名	准看護師・理学療法士	非常勤を含む
介護支援専門員	3名	介護福祉士	相談員兼務
事務職員	2名	社会福祉主事	

\* 但し、必要に応じ常勤非常勤の職員を置くことができる。

### (3) 設備の概要

居室	4人部屋	21室	(1室39㎡)
	3人部屋	1室	
	2人部屋	5室	
	個室	9室	(1室13㎡)
浴室	一般浴槽と特殊浴槽(リフト・機械)があります。		
食堂	各階	医務室	1室
デイルーム	各階	静養室	1室
機能訓練室	1室	喫茶コーナー	有り

## 3 サービス内容

### ① 食事

管理栄養士による豊富なメニューとバランスのとれた食事

朝食 7時45分より

昼食 12時より

夕食 18時00分より 原則、各階の食堂にておとりいただきます。

ご利用者の状態にあわせた形態の食事をご用意します。

### ② 入浴

利用者の身体状況に応じた入浴の提供

週に2回入浴していただくことができます。

ただし、状態により中止または清拭となる場合があります。

### ③ 介護

状態に応じた適切な介護の提供

ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。

- |            |   |
|------------|---|
|            | (食事、入浴、排泄、着替え、移動の介助 等)  |
| ④ 機能訓練     | 理学療法士・准看護師のプログラムにより実施<br>訓練室他にて機能訓練等を行うことができます。                   |
| ⑤ 生活相談     | 介護支援専門員等による各種相談   |
| ⑥ 健康管理     | 適切な健康チェック<br>短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。<br>その他、検温や血圧測定などを適宜行います。 |
| ⑦ 療養食の提供   | 医師の食事箋による適切な食事の提供   |
| ⑧ 理美容サービス  | 理美容の提供<br>月に2回程度、理容サービスを実施しております。<br>料金は別途かかります。                  |
| ⑨ レクリエーション | 季節感のある種々の行事、活動等   |

#### 4 利用料金 別表 1のとおり

#### 5 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用申し込み

原則として、事前にお申し込みください。(緊急の場合、事前の予約なしでのご利用が可能な場合があります。ご相談ください。)ご利用期間決定後、契約(初回利用時)を締結いたします。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

##### (2) サービス利用契約の終了

###### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

###### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

###### ③ その他

次のような場合、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を請求から1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合。
- ・ 利用者やご家族などが、当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ・ やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合。なお、この場合は30日前までに文書で通知いたします。

#### 6 当施設のサービスの特徴等

##### (1) 運営の方針

###### 基本方針

- ① 利用者の人格と生活を大切にしよう。
- ② 底抜けに明るいホームとしよう。
- ③ 心に壁のない施設としよう。
- ④ まちづくりの拠点になろう。
- ⑤ 生きている楽しさを味わおう。
- ⑥ 施設からコミュニケーションを発しよう。

##### (2) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 詳細は別紙にてご案内しています。

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| ・ 外出        | 施設職員にお尋ねください。            |
| ・ 飲酒、喫煙     | 職員にお申し出ください。             |
| ・ 金銭、貴重品の管理 | 原則禁止です。                  |
| ・ 受診        | 管理を依頼される場合は、職員にお申し出ください。 |
| ・ 政治・宗教活動   | ご家族の付き添いが必要です。           |
|             | 宣伝・布教活動は禁止です。            |

## 7 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなり、利用継続が困難になった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

## 8 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先	
住所	
氏名	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

## 9 非常災害対策

当施設では、年に2回防災訓練を行っています。年1回は地元町会と合同訓練を行い、災害

発生時にも利用者の生命を守ることを最優先に応援体制等を作っています。  
防災設備として、スプリンクラー設置の他、自動火災通報設備や電気錠などがあります。

## 10 サービス内容に関する相談・苦情

### ① 当施設ご利用者相談・苦情担当

- ・ 短期入所生活介護のサービスに関する相談・要望・苦情については、下記窓口で迅速にかつ適切に対応します。

担当 長浜亜希子・渡邊昇吾・山地千賀子・小泉祥子

(特別養護老人ホーム支援課相談係)

電話 03-5682-0007

☆サービス相談窓口☆ (受付時間 月～土曜日 午前9時～午後5時)

- ・ 直接施設に相談しにくい場合は、  
当法人第三者委員(足立ブロック) 館内に連絡先などを掲示しています。

### ② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・ 足立区介護保険課事業者指導係 03-3880-5746
- ・ 基幹地域包括支援センター 03-6807-2460
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会苦情専門窓口 03-6238-0177(直通)

## 11 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 東京蒼生会  
本部所在地・電話番号 東京都東村山市富士見町二丁目1番地3 042-391-9246

定款の目的に定めた事業

### 1 第一種社会福祉事業

ア 養護老人ホームの経営

イ 特別養護老人ホームの経営

ウ 軽費老人ホームの経営

エ 母子生活支援施設東京都足立区あすなる大谷田の受託経営

### 2 第二種社会福祉事業

ア 老人デイサービスセンターの経営

イ 老人短期入所事業の経営

ウ 老人居宅介護等事業の経営

### 3 公益事業

ア 地域包括支援センター





⋮

⋮

